

令和7年度 宮城県立聴覚支援学校高等部・専攻科  
宮城県外からの入学者選考出願について

1 資格

(1) 高等部

宮城県外の都道府県に住所を有し、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和7年3月末日までに、他の都道府県の中学校、特別支援学校（聴覚障害）中学部、義務教育学校、又は中等教育学校の前期課程を修了若しくは修了見込みの者で、やむを得ない理由（下記）により宮城県立聴覚支援学校高等部に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て「県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願」（様式第1号）を、宮城県立聴覚支援学校長に提出し、承認を受けてください。

(2) 専攻科

宮城県外の都道府県に住所を有し、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度の聴覚障害がある者で、令和7年3月末日までに、他の都道府県の高専、特別支援学校（聴覚障害）高等部、又は中等教育学校後期課程を修了若しくは修了見込みの者で、やむを得ない理由（下記）により宮城県立聴覚支援学校高等部に入学を志願しようとする者は、出身学校長を経て「県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願」（様式第1号）を、宮城県立聴覚支援学校長に提出し、承認を受けてください。

※ 前記の出願資格において審査が困難な場合は、宮城県立聴覚支援学校長はあらかじめ宮城県教育委員会と協議を行うものとする。

記

『やむを得ない理由』

1 住所の異動によるもの

- (1) 保護者の転勤等に伴う一家転住によって住所を異動せざるを得ない場合
- (2) その他、特別な家庭の事情によって住所を異動せざるを得ない場合

承認に当たっては、移動の事由を客観的に証明する次のいずれかの書類が提出されている者に限り、それらを資料として判断することとし、提出されない場合は承認しない。

イ 住所に関する証明書

社宅等の入居証明書、家屋の賃貸契約書、持家の登記簿謄本、建築確認通知書の写し等のいずれかの書類

ロ 転勤、在勤等を証明する書類

2 その他

宮城県立聴覚支援学校に就学することが、やむを得ないと認められる合理的事由がある場合

## 2 提出書類

### (1) 提出書類

- ① 「県外からの宮城県立特別支援学校高等部・専攻科出願承認願」(様式第1号)
- ② 県外出願希望の理由を証明する書類
- ③ 返信用長型3号封筒に簡易書留速達郵便料金の切手を貼付し、当該中・高等学校、中等教育学校、特別支援学校長名、住所、郵便番号を明記したもの。

### (2) 県外からの出願承認願受付期間

一次募集の場合、令和6年11月12日(火)から、令和7年2月10日(月)まで。

二次募集の場合、令和7年3月14日(金)から、令和7年3月17日(月)午後3時まで。

※ ただし、どちらも土曜日、日曜日、祝日は除く。

※ 申請は、事情の許す限り早目に行ってください。

### (3) 提出先

宮城県立聴覚支援学校長

〒982-0001 仙台市太白区八本松2丁目7番29号

電話 022(248)0648 FAX 022(246)0446

## 3 承認書の交付

出願承認願を申請した者について審査の上、その理由がやむを得ないものであると認められるときは、「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部出願承認書」または「県外からの宮城県立聴覚支援学校専攻科出願承認書」を、出身学校長宛に交付します。

## 4 出願について

宮城県立聴覚支援学校高等部または専攻科について出願の承認を受けた者は、出願に際して「県外からの宮城県立聴覚支援学校高等部出願承認書」または「県外からの宮城県立聴覚支援学校専攻科出願承認書」の原本を出願書類に添えて、宮城県立聴覚支援学校長に提出してください。上記以外の提出書類は、高等部または専攻科の募集要項の記載のとおりです。

## 5 教育相談について

教育相談においては、募集要項に示した内容の他、県外出願についてあわせて説明いたします。二次募集の場合も教育相談をお勧めしておりますが、詳しくは本校までお問い合わせください。